

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、書類整理作業に従事していた。

請求人によれば、事業場において店舗バックから書類の入荷・出荷作業及び店帳票の箱詰作業をしているとき、右掌を受傷したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Bクリニックを受診し「右手母指筋腱膜炎」と診断され、その後、同月〇日、C整形外科に転医し「右手関節痛」と診断された。

請求人は、更に平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し「右母指CM関節症」と診断されている。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢に負担のかかる業務に従事したことにより手指の傷病を発症したものであると主張しているところ、上肢作業による疾病の業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 請求人は、会社において、書類整理作業に平成○年○月○日から右手指の疾患を発症した同年○月初旬まで約2か月程度従事していたものである。

これは、認定基準に定める「6か月程度以上」との要件には満たないものであるが、請求人は当該作業が上肢に負担のかかる作業であった旨主張しており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準においては一定の傷病については、短期間に集中的に過度の負担がかかった場合における発症を否定していないと思料されるものであり、請求人は、従事期間の要件を満たしている余地があると判断する。

イ この点、請求人は、特に①伝票類の束を箱詰めする作業、②その箱を専用台車の一番上に入れる作業、③伝票類を収めた布製の袋を専用台車に入れる作業の際に上肢に負担がかかり、受傷につながった旨主張しているところ、決定書理由に説示するとおり、請求人の①の作業量は、他の作業者の平均担当数の3分の1から4分の1に過ぎず、作業態様も椅子に掛ける等して行う

ものであり、②及び③の作業についても、運搬物の重量、荷上げの高さや運搬距離、運搬の頻度を斟酌すると、いずれの作業も、上肢に過度の負担のかかるものではなく、短期間において集中的に過重な業務に従事したものと認められない。

以上のことから、当審査会としても、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件は満たしていないものと判断する。

ウ また、請求人の手指の疾患に係る各医師の意見をみると、E医師は、「請求人が主張する業務に特異的に関係するものではなく、家事等でも可能性がある。初診時の請求人の発言等からは業務との因果関係に疑問を感じる。」旨述べ、F医師は「もともと無症状の変形性関節症があった。」旨述べ、G医師は「さほどの関節の酷使を続けなくても日常生活においても起こりうる病態で、時日の経過と共に関節の腫脹疼痛等慢性の炎症症状を起こすことになるもの。関節の外傷を惹起する程の酷使と言える過重な業務の該当はない。」旨述べている。

以上のように、医学的な見解においても請求人の手指の傷病について業務との因果関係は認められず、決定書理由に説示するとおり、認定要件の「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」との要件も満たされていないことは明らかである。

エ 以上のことから、請求人に発症した手指の傷病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められない。

(2) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。